

永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和6年6月18日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

#### 永平寺町条例第16号

#### 永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

永平寺町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年永平寺町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。